

新座市
デジタル・トランスフォーメーション
(DX)推進計画

令和4年度(2022年度)~令和7年度(2025年度)

◆ 目 次 ◆

第1章 はじめに

第2章 国及び県の動向

1 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	2
2 デジタル・ガバメント実行計画	3
3 デジタル手続法	3
4 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画	4
5 デジタル改革関連法	5
6 埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画	6

第3章 基本方針

1 本計画の目指すビジョン	8
2 基本方針	9
3 計画期間	10
4 計画の位置付け	11
5 計画とSDGsとの関係	11
6 計画の推進体制	12
7 計画推進のスケジュール	13

第4章 DXの推進に向けた取組

1 暮らしのDX	15
(1) 行政手続のオンライン化	15
(2) マイナンバーカードの普及促進と新たな活用の検討	17
(3) 地域社会のデジタル化	18
(4) デジタル・デバイド対策の推進	19
(5) オープンデータの推進	20
(6) キャッシュレス決済の推進	21
2 行政のDX	22
(1) 情報システムの標準化・共通化	22
(2) AI・RPAの利用促進	24
(3) テレワークの推進	25
(4) セキュリティ対策の徹底	26
(5) BPRの取組の推進	27
(6) デジタル技術活用人材の確保・育成	28
(7) オンライン会議の推進	29
(8) ペーパーレス化の推進	30

用語集	31
-----	----

本文中「〇〇〇※」と表記している語句については、用語集(P31～)を参照してください。

第1章 はじめに

昨今、デジタル技術は急速に進歩しており、AI※や自動運転、ドローンなどは人手不足の解消手段として注目を集め、既に特定の分野や業務に対しての効率化や新しい価値の創出などの効果を生み出しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策として非接触・非対面を積極的に取り入れた新たな生活様式への移行を図るデジタル技術活用が求められています。

一方、行政においては、新型コロナウイルス感染症の対応策として実施した給付金の受給申請手続・支給作業について、各地方公共団体で業務プロセス等が異なり、横断的なデータの活用ができないなどの理由により遅れや混乱が生じ、行政におけるデジタル化の遅れが浮き彫りとなりました。

また、少子高齢化による人口や税収の減少が見込まれる状況において、限られた職員と財源で現状の行政サービスを維持・向上していくことは困難であり、AI・RPA※を始めとしたデジタル技術の活用や働き方改革を推進していく必要があります。

さらに、これまで各地方公共団体が個別に調達を行い、独自に運用してきた情報システムの経費の削減、これからのデジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進など、多くの課題が存在しています。

これらの課題を解決するカギとなるのが、高度なデジタル社会への変革である「デジタル・トランスフォーメーション（DX）」です。DXは、アナログをデジタルに置き換えるだけでなく、アナログではできなかったことをデジタルにより実現し、そこに新しい価値を生み出す変革です。

DXの実現により、社会全体のデジタル化を進め、デジタルで可能なサービスが広く浸透し、更にそれらのサービスが連動していくことで、様々な課題を解決していくことが期待されています。

そこで、本市では、「新座市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、デジタル化を軸として、市民目線に立った質の高い行政サービスの構築に取り組むとともに、スピード重視で既成概念にとらわれない業務改革を進め、本市の課題解決や市民の利便性向上を目指します。

第2章 国及び県の動向

1 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

平成28年（2016年）12月に、「官民データ活用推進基本法」が施行されました。この法律に基づき、令和2年（2020年）7月に策定した「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」では、全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさが実感できるデジタル社会の実現に向け、AIやRPA等の新たな技術により、官民データを積極的に活用するための基本的施策を掲げています。

本基本計画は、令和3年（2021年）5月のデジタル社会形成基本法の成立を受けて、同年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」へと改定されました。

さらに同年12月にはデジタル庁の発足に伴い再改定が行われ、デジタル社会の実現に向けて迅速かつ重点的に実施すべき取組が示されたところです。

デジタル社会の実現に向けての理念・原則

誰一人取り残されないデジタル社会の実現

- ・「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにする。

デジタル社会形成のための基本原則

10原則
(デジタル改革基本方針 (R2.12.25))

①オープン・透明	⑥迅速・柔軟
②公平・倫理	⑦包摂・多様性
③安全・安心	⑧浸透
④継続・安定・強靱	⑨新たな価値の創造
⑤社会課題の解決	⑩飛躍・国際貢献

デジタル3原則
(国の行政手続のオンライン化実施の原則：デジタル手続法)

デジタルファースト
個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
ワンスオンリー
一度提出した情報は、二度提出することを不要に
コネクテッド・ワンストップ
民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

BPRと規制改革の必要性

※Business Process Reengineering

- ・オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、**業務改革 (BPR)** に取り組む。
- ・また、デジタル化の効果を最大限発揮するため、**規制の見直し**も併せて行う。

クラウド・バイ・デフォルト原則

- ・各府省において必要となる情報システムの整備に当たっては、**クラウド・バイ・デフォルト原則**を徹底。

出典：デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要)」

2 デジタル・ガバメント実行計画

平成29年（2017年）5月に決定した「デジタル・ガバメント※推進方針」では、「デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革」、「官民協働を実現するプラットフォーム」、「価値を生み出すITガバナンス」の三つの方針を掲げています。

この方針に基づいて、令和元年（2019年）12月に策定した「デジタル・ガバメント実行計画」では、「必要なサービスが、時間と場所を問わず、最適な形で受けられる社会」、「官民を問わず、データやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会」を目指すべき社会像に据えています。これらの実現に向けて、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者からみて一連のサービスが、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」であり、最初から最後までデジタルで完結することや、新たな事業機会の創出、社会的な課題の解決を進めるために、行政が保有する様々なデータのオープン化や、行政サービスと民間サービスの連携等に取り組むことを求めています。

本計画は、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえて令和2年（2020年）に改定され、令和3年（2021年）12月に「デジタル社会の形成に関する重点計画」が改定されたことに伴い、その内容が重点計画に吸収される形で廃止となりました。

3 デジタル手続法

令和元年（2019年）5月にデジタル手続法が施行され、「デジタルファースト※」、「ワンスオンリー※」、「コネクテッド・ワンストップ※」を基本原則とし、国、地方公共団体、民間事業者、その他の者が、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現を目指しています。

また、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るために、地方公共団体には努力義務として、行政手続のオンライン化を求めています。

これを受け、本市においては、令和3年（2021年）12月に、新座市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に、情報通信技術を活用して行政手続を行うために必要な事項を定めました。

デジタル技術を活用し、行政手続等の**利便性の向上**や**行政運営の簡素化・効率化**を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①**デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②**ワンズオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③**コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン化実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- ・**本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の省略

- ・行政機関間の**情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書や住民票の写しなどの本人確認書類等）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン化、添付書類の省略、**情報システムの共用化**、データの**標準化**、**APIの整備**、**情報セキュリティ対策**、**BPR等**

デジタルデバイドの是正

- ・デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続の**ワンストップ化**
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**デジタル化を可能とする法制上の措置を実施**

出典：内閣官房「デジタル手続法の概要」

4 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

令和2年（2020年）に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大によって、行政分野のデジタル化やオンライン化の遅れが浮き彫りになりました。また、感染症対策として、接触機会を減らすために、テレワークやオンライン会議などの活用が急速に進んでいます。

そこで、国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の方針を示し、住民に身近な行政を担う地方公共団体、とりわけ市区町村の役割は重要であるということから、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容及び支援策をまとめた「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下「総務省自治体DX推進計画」といいます。）を策定し、デジタル社会の構築に向けた地方公共団体の取組の加速化を図っています。

自治体DX推進計画の対象期間等

- 2021年1月から2026年3月までを本計画の対象期間とする。
- 本計画は、「Gov-Cloud」の活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体の取組状況に応じたPDCAサイクルにより、進捗管理を行う。
※ 「デジタル・ガバメント実行計画」において、「各施策の取組状況やデジタル庁の設置を踏まえ、その在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて随時、改定等を行う」とこととされている。
- 総務省は、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革(BPR)を含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、21年夏を目途に提示する。

推進体制の構築

- 組織体制の整備 ○デジタル人材の確保・育成 ○計画的な取組み ○都道府県による市区町村支援

重点取組事項

- 自治体の情報システムの標準化・共通化 ○マイナンバーカードの普及促進 ○行政手続のオンライン化
- AI・RPAの利用推進 ○テレワークの推進 ○セキュリティ対策の徹底

出典：総務省「自治体DX推進計画概要」

5 デジタル改革関連法

令和3年(2021年)5月に①デジタル社会形成基本法、②地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、③デジタル庁設置法、④デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、⑤公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び⑥預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律で構成される、いわゆるデジタル改革関連法が成立しました。

これまで地方公共団体が独自に構築していた情報システムの標準化・共通化、デジタル社会の司令塔として機能するデジタル庁の設置、公的給付の支給の迅速化など、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目指しています。

デジタル改革関連法の全体像

- ✓ 流通するデータの多様化・大容量化が進展し、データの活用が不可欠
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の進捗が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの社会的課題解決のためにデータ活用が重要

デジタル社会形成基本法※IT基本法は廃止

- ✓ 「デジタル社会」の形成による我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → データ利活用により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + 国民の利便性向上を図るデータ利活用（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒ デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の基本的枠組みを明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進
- ✓ 内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）。デジタル大臣のほか、特別職のデジタル監等を置く

⇒ デジタル社会の形成に関する司令塔として、行政の縦割りを打破し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- ✓ 個人情報関係3法を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の制度についても全国的な共通ルールを設定、所管を個人情報委員会に一元化（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ 医師免許等の国家資格に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく匿名検証者への基本4情報の提供、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への転出届に関する情報の事前通知（住民基本台帳法改正）
- ✓ マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒ 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進、マイナンバーの情報連携促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、押印等を求める手続の見直し等による国民の手続負担の軽減等

公約給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ 希望者において、マイナンバーからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにする
- ✓ 緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒ 国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化

預貯金等の意思に基づく個人情報の利用による預貯金口座の登録等に関する法律

- ✓ 本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナンバーからも登録できる仕組みを創設
- ✓ 相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを創設

⇒ 国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築

⇒ 地方公共団体の行政運営の効率化・住民の利便性向上等

出典：デジタル庁「これまでのデジタル改革の取組みについて」

6 埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画

埼玉県では、「快適で豊かな真に暮らしやすい”新しい埼玉県”」への変革を目指し、令和3年（2021年）3月に「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定しました。この計画では、行政手続のオンライン化や行政事務のデジタル化を計画的かつ着実に推進するとともに、県民向けのデジタルサービスの拡充や、5G・公衆Wi-Fi等の通信インフラの普及促進など、社会基盤としてのデジタルインフラを浸透させることで社会全体のDXの実現を目指すこととしています。

市町村に関連する施策では、「行政機関連携」として、県が提供している埼玉県市町村共同クラウドを活用し、市町村情報システムのクラウド化を積極的に推進することで、セキュリティ水準の向上やシステム構築及び運用に係るコスト削減を目指すとともに、県及び市町村間におけるデータ連携により、住民サービスの向上を図ることとしています。

基本施策		
事業者サービス施策	県民サービス施策	行政事務施策
(1) 行政手続のオンライン化 県行政手続の申請のオンライン化推進、 手続のワンスオンリー等による利便性向上		(6) 行政事務のデジタル化 ペーパーレス化、テレワーク、AI 活用による業務の効率化等の推進
(2) デジタルサービスの充実 新技術も含めた県民向けデジタル サービスの拡充	(4) 事業者DXの支援 業種や分野に合わせた、デジタル人材 育成等デジタル化の支援	(7) システムの標準化 各種システムのクラウド活用の推進、 共通仕様等の標準化推進
(3) 利用者管理の一元化 マイナンバーカード活用促進等利用 者の利便性の向上	(5) 官民データ活用の推進 県及び市町村が持つ行政データの オープンデータ公開	(8) 行政機関連携 国、県内市町村等とのシステムの共 同利用やデータ連携推進
(9) デジタルインフラの整備 5G・公衆Wi-Fiの普及促進、行政の通信インフラの拡充		
共通施策		
(1) セキュリティ及び個人情報の適正な管理 施策実施に際してのセキュリティ対策と個人 情報等のデジタルデータの適正な運用		
(2) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド解消） ウェブアクセシビリティ対応等のデジタルデバイド解消を目指した取組の実施		
(3) 業務継続性の確保 災害等の様々なリスクを想定し、デジタルによる業務の継続を考慮したサービスの実装		

出典：「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画」

第3章 基本方針

1 本計画の目指すビジョン

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンである「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現に向け、本計画のビジョンを次のとおり定めます。

ビジョン

**DXの推進により
誰もが便利で生活の豊かさを実感できるまち 新座**

- 市民は、いつでも、どこでも、行政手続を行うことが可能となり、かつ、来庁する必要がなくなります。
- 先進技術で定型的な業務を自動化し、職員は企画・相談業務等に注力し、市民サービスを向上します。
- 情報セキュリティ対策を徹底し、市民が安全・安心に利用できるデジタル市役所をつくります。
- 紙で保有する市の情報を含めてデジタル化し、情報を適切に活用した政策立案を行います。

2 基本方針

新型コロナウイルス感染症を契機に、ライフスタイルに大きな変化が生まれ、テレワーク、オンライン教育、オンライン診療など、市民の選択肢が大きく広がり、あわせて、行政サービスに対する市民ニーズも変化しており、電子申請やキャッシュレス決済、ワンスオンリーなど、デジタル化への意識が高まっています。

また、将来的に少子高齢化の進展による労働力人口や税収の減少などが見込まれる中においても行政サービスを維持してするために、デジタル技術を活用した行政事務の効率化がこれまで以上に求められています。

このような状況を踏まえ、本市の目指すビジョンの実現に向けて、「暮らし」と「行政」の二つの視点で基本方針を定め、本計画を推進します。

基本方針1 暮らしのDX

手続の最初から最後までオンライン上で完結できるデジタルファーストの取組、誰にとっても使いやすいシステムであるためのアクセシビリティ[※]の改善、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるためのデジタル・デバイド[※]対策など、市民目線に立った利便性の高いサービスの構築に取り組み、市民の暮らしにおける様々な課題をDXの推進によって解決することで、誰もが便利で豊かさを実感できるまちを目指します。

基本方針2 行政のDX

職員は、デジタル技術の活用により、行政における様々な課題を解決するというDX推進の意義を共有し、既成概念にとらわれることなくAI等の先端技術を積極的に活用するなど、スピード感・チャレンジ精神を持って業務改革に取り組むとともに、ますます巧妙化・高度化するサイバー攻撃[※]等に対する情報セキュリティ対策及び個人情報の適正な取扱いを徹底し、市民サービスの向上と業務の効率化を目指します。

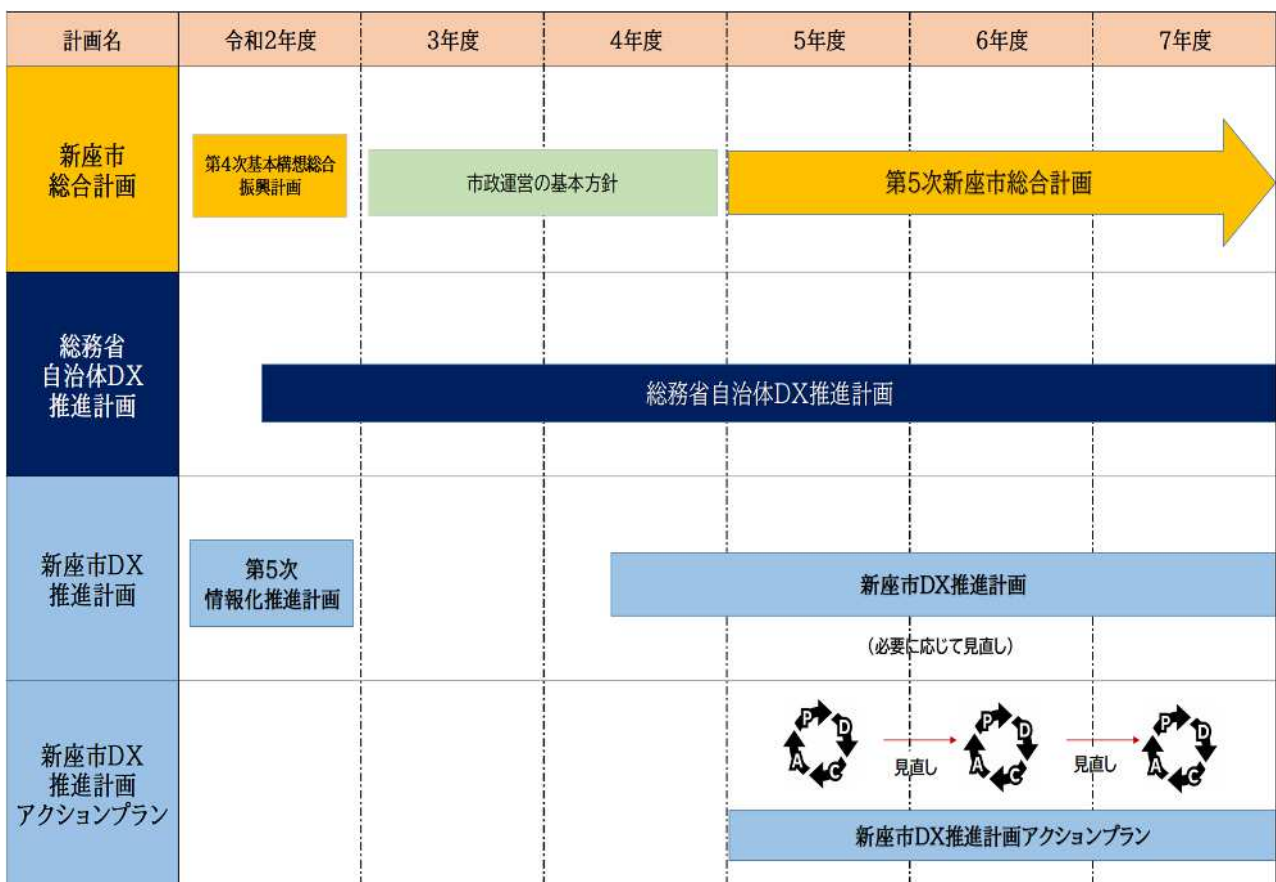
3 計画期間

令和4年（2022年）9月～令和8年（2026年）3月

計画期間は、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、総務省自治体DX推進計画の終期に合わせ、令和8年（2026年）3月までとします。

なお、デジタル技術の動向や社会情勢の変化、事業の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

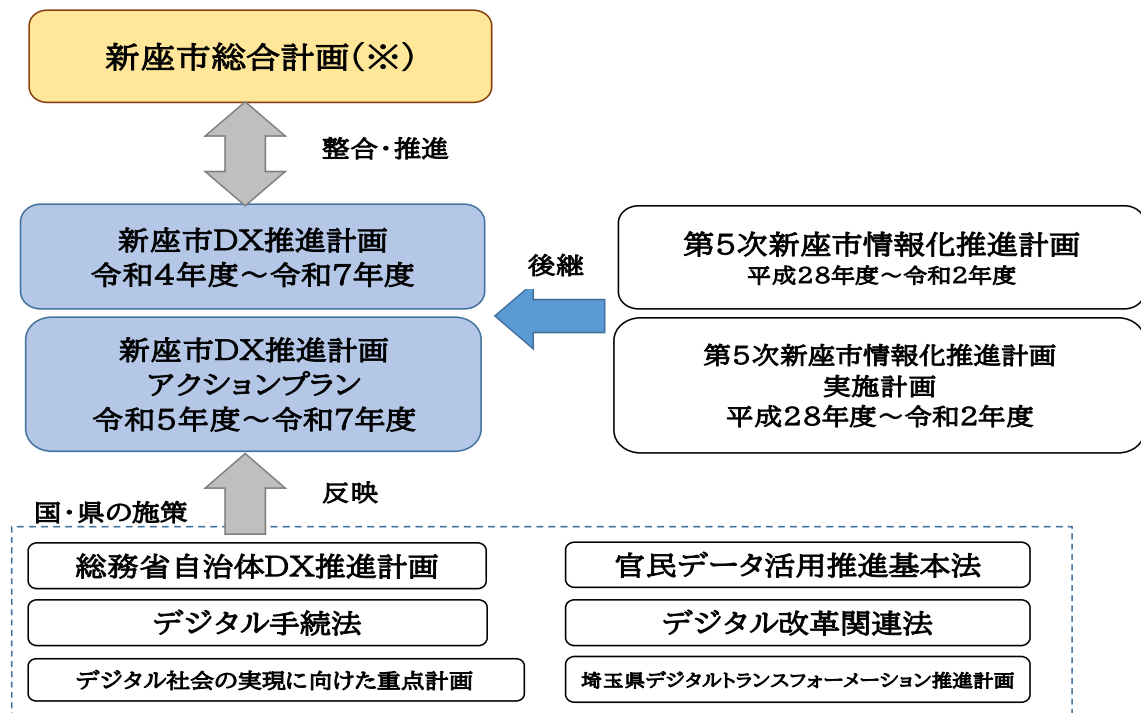
◆ 計画期間



4 計画の位置付け

- (1) 本計画は、総務省自治体DX推進計画が示す取組事項を本市で具体化するための計画として位置付けます。
- (2) 本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第3項に規定する官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画として位置付けます。
- (3) 本計画は、新座市総合計画を上位計画とし、DX推進の観点から各種施策を実現するための方向性を示すための計画として位置付けます。
- (4) 本計画に記載している取組事項の詳細及びその他個別の取組については、別途「新座市DX推進計画アクションプラン」（以下「アクションプラン」といいます。）を策定し、進行管理を行います。

◆ 計画の位置付け



※ 令和4年度（2022年度）は、「市政運営の基本方針」に基づき、推進する。

5 計画とSDGsとの関係

SDGs※とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。「地球上の誰一人取り残されない」持続可能な世界を目指すため、令和12年（2030年）を年限とする17のゴールで構成されています。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて各取組を進めていきます。

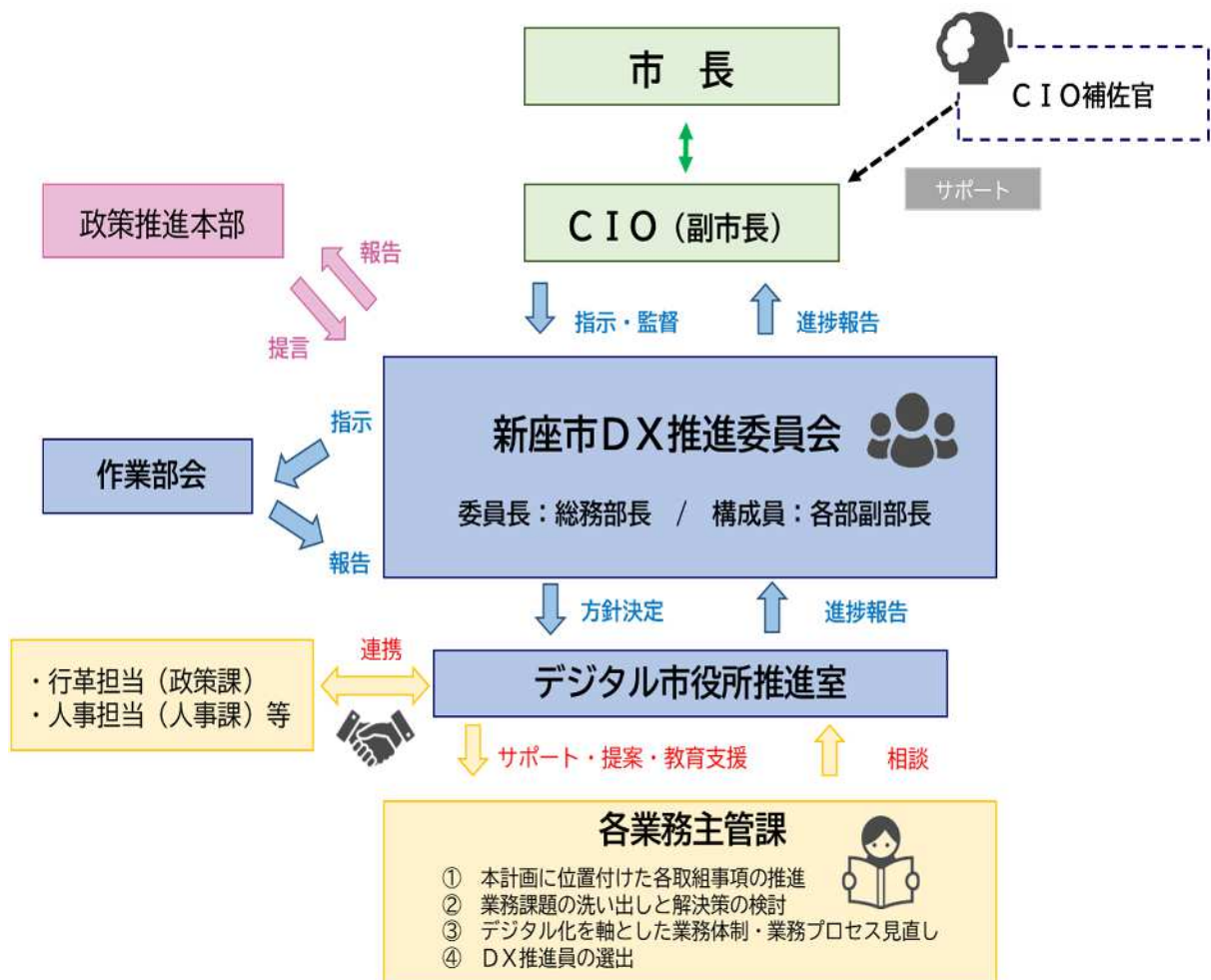
6 計画の推進体制

DXの推進には、組織全体で取り組む体制が必要です。そこで、本市のDX施策を推進する組織として「新座市DX推進委員会」を設置し、各業務主管課と緊密に連携しつつ、取組事項の性質に応じて作業部会を設置するなど、庁内横断的な体制でDXを推進していきます。

また、各業務主管課が主体となって自らの業務課題の解決に取り組む必要があることから、原則として各部署から「DX推進員」を選出し、「DX推進員」に対して必要な研修・教育支援を行うとともに、各業務主管課における業務課題の洗い出しや課題解決策の提案、業務プロセスの見直しを通じて、市民サービスの向上と業務の効率化を目指します。

さらに、専門的な知見から助言ができるCIO補佐官への外部人材の活用検討や内部のデジタル人材確保・育成に積極的に取り組み、情報化部門の強化、計画推進における体制の強化を目指します。

◆ 計画の推進体制



7 計画推進のスケジュール

1年を単位とし、PDCAサイクルによる施策の進捗確認・評価を踏まえ、必要に応じて計画に見直しを行い、実行性を高めていきます。

PDCAサイクルの流れ

Plan(計画)

各部署内の調整役であるDX推進員を中心に、部署内の業務課題解決や市民サービス向上の観点から、本計画に位置付ける取組や当該年度に取り組む内容を検討します。予算編成の時期においては、検討を踏まえ、必要に応じて予算要求を行います。

Do(実行)

計画に基づき事業を実施します。

Check(確認)

当該年度の実施状況・結果を評価し、新座市DX推進委員会に報告します。委員会は報告を受け、改善等の指示、新規施策等を協議します。

Action(改善)

市長及びCIOは、委員会協議の報告を受け、改善点や次年度の方向性を指示します。各部署は指示に基づき、計画の見直し、予算化に向けた調査・研究等を検討します。

◆ 計画推進の年間スケジュール



第4章 DXの推進に向けた取組

国は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」で、「国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現」に向けて、行政のデジタル化の徹底やマイナンバー活用の促進等の取組を進めていくこととしました。

また、推進する取組を具体化・加速化するために、「デジタル・ガバメント実行計画」が改定され、「総務省自治体DX推進計画」において、デジタル社会の構築に向けて地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容及び国による支援策がとりまとめられました。

「総務省自治体DX推進計画」では、地方公共団体が取り組むべき事項・内容について、六つの重点取組事項が定められています。

本市のDX推進計画では、この六つの重点取組事項を中心に、「暮らしのDX」と「行政のDX」の二つの基本方針の視点から取組を分類し、これまでの既成概念にとらわれないDXの推進を目指します。なお、本計画に記載していない個別の取組については、アクションプランに位置付け、進行管理を行います。

目指すべきDXは、単なるシステム導入そのものではなく、あくまでも本市の課題解決や市民の利便性向上を実現することです。

そのため、組織・業務プロセスの見直しも含めつつ、デジタル化を軸とした最適な解決策を検討する必要があり、庁内全体の業務を見渡し、最適な組織・業務プロセスを再構築します。

基本方針Ⅰ 暮らしのDX

(Ⅰ) 行政手続のオンライン化



- ① 子育て・介護26手続及び転出・転入(転居)手続のオンライン化(令和4年度)
 特に国民の利便性向上に資する手続に係るマイナポータル※からのオンライン手続(子育て・介護26手続)について、令和4年度(2022年度)末までに運用を開始します。
 また、オンラインによる転出届・転入(転居)予約手続についても、同年度中に運用を開始します。
- ② オンライン手続・オンライン決済の活用推進(令和4年度～)
 添付書類の省略やオンライン決済機能を活用し、デジタルファーストを原則とした行政手続のオンライン化を推進します。

行政手続のオンライン化は、市民の利便性向上や行政の効率化の効果が高い取組であるため、これまでも積極的な取組を進めてきましたが、更なるオンライン申請の利用向上を図るためにも、引き続き、申請件数が多い手続を優先にして取組を進めます。

本市においては、総務省自治体DX推進計画に記載された「特に国民の利便性向上に資する手続」(次頁「特に国民の利便性向上に資する手続一覧」参照)である子育て関係(15手続)、介護関係(11手続)、被災者支援関係(1手続)の27手続のうち、6手続についてオンライン申請が可能となっていますが、令和4年(2022年)度中に子育て・介護関係の26手続のオンライン化を実施します。

また、「図書館の図書貸出予約」、「文化・スポーツ施設等の利用予約」、「研修・講習・各種イベント等の申込」、「地方税申告手続(eLTAX)」、「水道使用開始届等」、「職員採用試験申込」等の市民に身近な手続についても、オンライン手続が可能となっています(令和4年8月現在)。

今後も、市役所に来庁しなくても手続が完了する環境を整備・拡充するため、添付書類の省略や押印の見直しを推進し、マイナポータルによるオンライン手続を含め、更なるオンライン手続の拡大と利用促進を行います。

特に国民の利便性向上に資する手続一覧

子育て関係 ※ ○は令和4年8月時点でオンライン申請が可能な手続

- 1)児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2)児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3)氏名変更/住所変更等の届出
- 4)受給事由消滅の届出
- 5)未支払の児童手当等の請求
- 6)児童手当等に係る寄附の申出
- 7)児童手当に係る寄附変更等の申出
- 8)受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 9)受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 10)児童手当等の現況届
- 11)支給認定の申請
- 12)保育施設等の利用申込
- 13)保育施設等の現況届
- 14)児童扶養手当の現況届の事前送信
- 15)妊娠の届出

介護関係

- 1)要介護・要支援認定の申請
- 2)要介護・要支援更新認定の申請
- 3)要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 4)居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- 5)介護保険負担割合証の再交付申請
- 6)被保険者証の再交付申請
- 7)高額介護(予防)サービス費の支給申請
- 8)介護保険負担限度額認定申請
- 9)居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- 10)居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- 11)住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援関係

- 1)り災証明書の発行申請

(2) マイナンバーカードの普及促進と新たな活用の検討



① マイナンバーカード申請支援、出張申請・広報等（令和4年度～）

マイナンバーカードは、健康保険証利用を始め、運転免許証や他の国家資格証との一体化が検討され、デジタル社会の基盤としての活用が見込まれることから、国の方針に基づき、更なるカードの普及促進の取組を行います。

② マイナンバーカード活用の検討（令和4年度～）

平成28年（2016年）からサービスを開始している証明書のコンビニ交付サービスに加え、マイナポータル※からのオンライン手続の拡大、マイナンバーカードの多目的利用など、更なる活用を検討します。

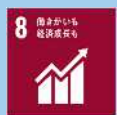
マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、安全安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。住民票の写し等の各種証明書のコンビニ交付、健康保険証としての利用、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のデジタル化における利用など、利活用が進められており、今後も運転免許証との一体化など、更なる利便性の向上が予定されています。

国は、令和4年度（2022年度）末にはほぼ全国民に行きわたることを目指しており、本市においてもマイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、市民課の交付窓口体制を整えるとともに、引き続き、「交付時来庁方式※」・「申請時来庁方式※」に対応するなど、交付体制の強化に努めていきます。

また、申請支援ブースの開設や休日窓口対応を行うなど、マイナンバーカードの普及促進に向けた取組も実施しており、令和4年（2022年）8月1日現在、本市のマイナンバーカード交付枚数は75,582枚で、市民の45.5%が所持している状況となっています。

国は、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指しており、本市としてもマイナンバーカードの普及率の状況を見ながら、マイナンバーカードを活用した行政サービスの拡大を図ります。

(3) 地域社会のデジタル化



① 各分野におけるデジタル技術の活用(令和4年度～)

防災、教育、子育て、観光、健康・医療等の様々な分野におけるデジタル技術を活用した地域課題の解決に向けた取組を検討します。

② 地域社会のデジタル化支援(令和4年度～)

新型コロナウイルス感染症に対応する地域社会を支えるため、中小企業や町内会等に対するデジタル化への支援について検討します。

行政分野だけでなく、防災、教育、子育て、観光、健康・医療等の様々な分野において、デジタル技術の導入による地域課題の解決や地域経済の活性化が期待されており、本市においても先進事例等の有効性を見極め、各分野における積極的なデジタル技術の活用に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応や少子高齢化の進展等に伴う労働力人口の減少等、市民や中小企業等を取り巻く状況が厳しさを増している状況を考慮し、市民や中小企業の様々な活動についてデジタル化への支援を行います。



(4) デジタル・デバイド対策の推進



① スマホ教室の開催(令和4年度～)

スマートフォンを保有しているがあまり使用していない高齢者層に対し、民間企業等と連携したスマホ教室を開催するなど、高齢者のICTリテラシー※の向上に向けた取組を推進します。

② Wi-Fiの整備(令和4年度～)

大規模災害時における通信手段を確保・提供するため、市内の避難場所等を中心にWi-Fiの整備を進めます。

③ アクセシビリティの改善(令和4年度～)

公共施設予約システムなど、市民が利用する情報システムにおいて、高齢者や障がい者のアクセシビリティを高めるためのUI(ユーザーインターフェース)※やデジタル技術の活用を検討します。

デジタル・デバイドとは、パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題です。

市が発信する情報は市広報に加えて、ホームページやSNS等を通じて発信していますが、タイムリーに情報を届けることができるICTの重要性は更に高まると考えられます。

一方で、高齢化の進展に伴い、高齢者のインターネット利用はますます高まっていくことが予想されることから、高齢者等にデジタル機器の取扱いを学ぶ機会を提供するなど、市民のデジタル活用を支援することにより、市が発信する情報を含めて「デジタル・デバイド」の解消を図り、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指します。

また、大規模災害が発生した際には、固定電話や携帯電話の代替手段としてスマートフォン、タブレット端末によるインターネットへのアクセスが有効であるため、市内の避難場所等を中心にWi-Fiの整備を進めます。

さらに、公共施設予約システムなど、市民が利用する主要な情報システムについて、操作しやすいUIやデジタル技術の活用を検討します。

(5) オープンデータの推進



① オープンデータの推進(令和4年度～)

埼玉県オープンデータポータルサイト等において、市民等への公開が有益な情報について順次公開します。

② GISの更新(令和5年度)

市が保有する様々な地理情報のオープンデータ化を推進するため、住民公開型地理情報システムの更新に合わせて、システム機能の拡充や公開データの充実を図ります。

③ バスロケーションシステムの導入(令和5年度)

コミュニティバスの現在位置情報検索システムを導入することにより、バスの現在位置の確認や到着時間の予測を可能にすることで、利用者の利便性向上を図ります。

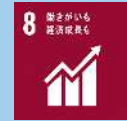
平成28年(2016年)12月14日に官民データ活用推進基本法が施行され、この中で地方公共団体のオープンデータ※の取組を推進することが定められました。本市では国の「推奨データセット※」に基づき、公共施設一覧、文化財一覧、子育て施設一覧等のデータを公開しています。

オープンデータの取組は、官民協働の推進、行政の透明性・信頼性の向上、新たなビジネスの創出促進による経済活性化等の効果が期待されており、DX推進の観点からも重要であることから、引き続き、国によるオープンデータに係る地方公共団体向けのガイドライン・手引書等も参考に、利用者ニーズに即したオープンデータ化を推進します。



コミュニティバス「にいバス」

(6) キャッシュレス決済の推進



① キャッシュレス決済の拡大(令和4年度～)

市役所の各窓口、出張所及び公共施設へのキャッシュレス決済の拡大を検討します。

また、本庁舎の窓口（市民課、課税課及び納税課）に導入したキャッシュレス決済の利用促進のため、市民への周知を行います。

② QRコード決済の導入検討(令和4年度～)

QRコード決済※は多数の決済サービスが存在し、利用者数も増加していることから、キャッシュレス決済手段の一つとして導入の検討を行います。

国では、令和元年（2019年）6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において、令和7年（2025年）6月末までにキャッシュレス決済比率の倍増（4割程度）を目指し、キャッシュレス決済の推進を図ることとしています。

本市では、令和3年（2021年）10月から、感染症拡大防止策の一環として、本庁舎の一部窓口における手数料の支払について、キャッシュレス決済を導入しました。

行政手続等におけるキャッシュレス決済については、感染症拡大防止の効果に加え、市民サービスや市民の利便性向上が図られるとともに、現金管理・会計処理等に係る業務の効率化にもつながることから、引き続き、キャッシュレス決済の活用・拡大を進めます。



窓口を導入した
キャッシュレス決済

基本方針2 行政のDX

(I) 情報システムの標準化・共通化



令和7年度までに、住民記録、税、福祉など、自治体の主要20業務を処理するシステムについて、国が策定する標準仕様書に基づいて開発される標準準拠システムへ移行する必要があります。

① 推進体制の構築・業務プロセスの見直し(令和4～7年度)

関係課で構成する推進体制を構築し、独自のカスタマイズを行っていた機能等に関する業務プロセスの見直し（BPR[※]）を進めます。

② 現行システム調査・Fit & Gap 分析の実施(令和4・5年度)

現行システムと国の定める標準仕様書とのFit & Gap分析[※]、移行準備（現行システム分析調査、文字の標準化等）を行います。

③ 住民情報システム選定・移行(令和5～7年度)

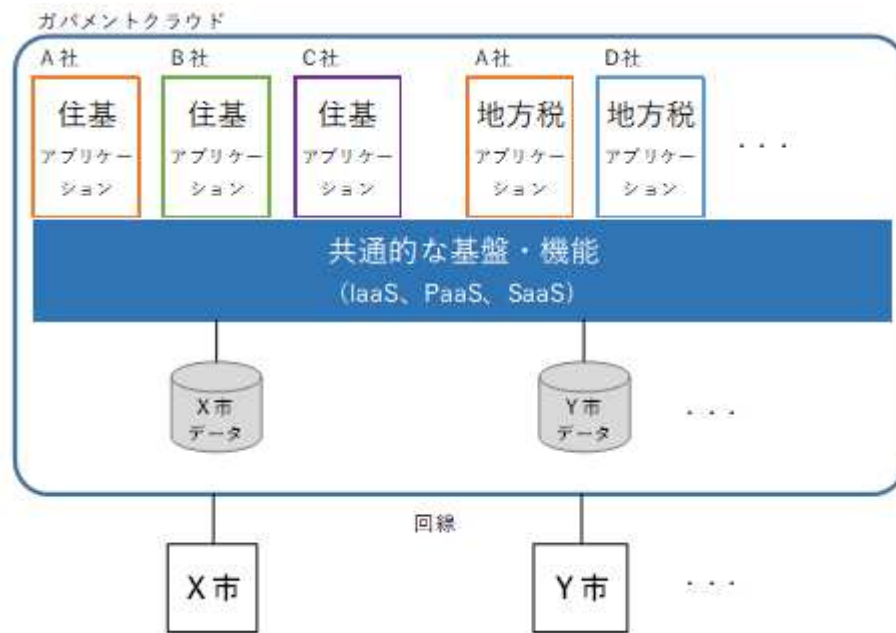
②の結果を踏まえ、本市に最適なシステムを選定し、令和7年度（2025年度）末までに円滑な移行を行います。

令和3年（2021年）5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方公共団体は情報システムの標準化・共通化を実施することとなりました。目標時期を令和7年度（2025年度）として、基幹系20業務のシステムについて、国が整備するクラウドサービス基盤である「Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）」へ移行する必要があります。

基幹系システムについては、これまで事業者が開発したパッケージシステムをベースに本市独自のカスタマイズを加え運用してきました。しかし、各地方公共団体が個別にシステムを調達する費用負担や業務負担を削減するため、国の主導により地方公共団体の業務プロセスや保有データの標準化が進められ、「Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）」上に基幹系20業務のシステム構築が予定されています。本市においても、令和7年度（2025年度）末までに、基幹系20業務のシステムを「Gov-Cloud（ガバメント・クラウド）」へ移行します。

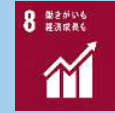
○基幹系20業務・・・児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳（外国人含む）、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学（学齢簿、就学援助）、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障がい者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

◆ ガバメントクラウドのイメージ図



出典：総務省「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」

(2) AI・RPAの利用促進



① AIの活用(令和4年度～)

AI議事録作成※、AI保育所入所選考※、AIチャットボット※など、AI技術の研究を進め、適切なAI技術等の導入を進めます。

また、経費削減のため、県及び県内市町村との共同利用についても検討します。

② RPA等の活用(令和4年度～)

RPAの適用手続を拡大するとともに、既存のRPA適用手続における維持管理を行います。

また、紙媒体の文字情報を自動的に電子データに変換できるAI-OCRを活用して、更なるRPAの活用を図ります。

令和2年(2020年)12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、本格的な人口減少社会を見据え、地方公共団体は限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために、AI・RPA等のデジタル技術を今後積極的に活用すべきとされています。

これらのデジタル技術は日々急速に進歩しており、これまでの事務やサービスを大きく変化させることが可能です。特にRPAは、これまで職員が行っていた手入力による業務を自動化するものであることから、生産性の向上により大幅な時間の削減が可能であり、本市においても年間2,000時間を超える削減効果が出ています(令和4年3月現在)。

これらの技術は、定型かつ大量の処理を行う事務に適用することで高い効果が見込まれることから、対象として適切な事務を選定して効果的な導入を図り、職員は人にしかできない企画業務や相談業務に専念する環境を作ることで、市民サービスの向上を目指します。

(3) テレワークの推進



① テレワークの推進(令和4年度～)

新型コロナウイルス感染症の拡大による出勤抑制の必要性から、本市においてもテレワークの推進が求められています。災害時等の業務継続性の確保や働き方改革の推進にも効果的なツールであるため、更なる活用を推進します。

② ビジネスチャットの導入・運用(令和4年度～)

テレワーク業務を効率的に行う環境を構築するため、ビジネスチャットを導入します。ビジネスチャットについては、情報共有の即時性や業務の効率化等の効果があることから、様々な業務での活用を推進していきます。

テレワークは、子育て世代やシニア世代、障がいのある方も含め、一人ひとりのライフステージや生活スタイルに合った多様な働き方を実現するとともに、災害や感染症の発生時における業務継続性を確保するために有効です。

本市においては、令和2年度(2020年度)から新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、自宅から市内LANに接続できる環境を整備してきましたが、引き続き、感染症の感染拡大期、災害発生時における柔軟で継続性の高い事務処理体制を維持していくとともに、在宅勤務を実施できる柔軟な働き方の実現を図るため、テレワークの環境整備を進めます。

また、テレワーク実施時の生産性向上を図るため、ビジネスチャットや文書の管理・編集を支援するツールを活用するなど、更なるペーパーレス化も推進していきます。



(4) セキュリティ対策の徹底



① セキュリティポリシーの見直し(令和4年度～)

国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、適宜、本市の情報セキュリティポリシーの見直しを行い、情報セキュリティ対策の徹底に取り組みます。

② 「次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウド」への移行(令和4年度～)

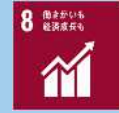
サイバー攻撃の増加などの新たな脅威に対応するため、セキュリティ専門人材による監視機能の強化や自治体における高度なセキュリティ水準の確保を図るため、国が示すセキュリティ要件に基づき、埼玉県及び県内市町村が共同で構築・運用する、「次期埼玉県自治体情報セキュリティクラウド」に移行します。

平成27年(2015年)5月の日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に国から自治体に対して自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について方針が示されました。本市においては、この方針に基づき、インターネットとL G W A N系ネットワークとの分離、個人番号を取り扱うシステムへのログインにおける生体認証の導入、自治体のインターネットの接続口を高度なセキュリティ対策が講じられた自治体情報セキュリティクラウド※に集約する等のセキュリティ対策を講じてきました。

令和2年(2020年)以降、行政手続のオンライン化、テレワークの普及等のデジタル化の動向や、サイバー攻撃の増加といった課題への対応を踏まえ、国において新たな自治体情報セキュリティ対策が検討され、方針が示されています。

市が保有する情報資産を適切に管理し、高度化・巧妙化するサイバー攻撃や人的な要因による個人情報の漏えい等から情報資産を守るため、国が示す方針に基づき市のセキュリティポリシー※を適宜見直すなど、セキュリティ対策を徹底します。

(5) BPRの取組の推進



添付書類の省略・押印廃止・業務プロセスの見直し(令和4年度～)

情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、A I ・R P Aの活用等、D Xを推進していく上で、全てに関連するB P Rの取組（添付書類の省略・押印廃止・業務プロセスの見直し）を全庁的な視点で進め、最適な組織・業務プロセスを再構築します。

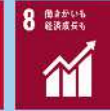
情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化等の推進に伴い、申請の受付や手数料の納付等の業務プロセスについて、従来の紙や現金による方法から、電子データやオンライン（キャッシュレス）決済による方法へと変化が生じます。デジタル化による業務効率化や生産性向上等のメリットを最大限享受するためには、これらの変化に合わせ、申請に対する審査事務や収納事務等の市の内部事務の再構築に取り組む必要があります。

あわせて、市民等から提出される書類や内部事務で用いる書類の書面・押印等の見直し、添付書類の省略や手数料の電子納付の活用促進など、市民目線に立った行政サービスの再構築及び業務の効率化を推進していく必要があります。

D Xは、組織の壁を越えて、多くの業務に関係する取組を推進していくものです。D Xを業務改革の契機と捉え、各部署が主体性を持ってB P Rに取り組めます。



(6) デジタル技術活用人材の確保・育成



① ICT研修の充実(令和4年度～)

地方公共団体情報システム機構によるeラーニング※を始めとする研修、新入職員に対する初任者研修等の研修を活用して、全職員に計画的な研修を行います。

また、情報システム部門や各部署のデジタル人材については、より高度な知識が身に付くよう、地方公共団体情報システム機構が実施する研修や民間の研修への参加などを組織的に行います。

② 外部人材の活用(令和4年度～)

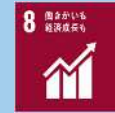
C I O (最高情報統括責任者) を技術的・専門的知見からサポートするC I O 補佐官の任用等、外部人材の活用を積極的に検討します。

DXの推進や適正なシステム調達を行うためには、それを担うICT・セキュリティについての知識を持った人材の確保・育成が重要になります。

事務の効率化に有効なデジタル技術への理解と活用促進を図るため、先端技術や情報セキュリティ等に係る研修を定期的実施し、新たなデジタル技術への不安が改革のブレーキとならないよう、全職員のICTリテラシーの向上を図ります。

また、国によるデジタル人材の確保・育成に係る事業等の積極的な活用を検討するとともに、外部人材の活用について検討します。

(7) オンライン会議の推進



① オンライン会議の推進(令和4年度～)

インターネットによるオンライン会議に加え、機密情報等を含む会議も開催できるようL G W A N※－A S P※によるオンライン会議を活用し、調整会議・研修等を実施します。また、市民と行政の間で利用できるセキュアなオンライン会議システムについて導入の検討を行います。

② 庁内LANシステムの更新(令和5年度)

大規模なオンライン会議や研修にも対応できるように庁内L A N環境の強化・改善を図ります。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、オンライン会議を推進し、庁内職員同士の会議及び調整、他団体や事業者との調整、説明会等に活用してきました。

オンライン会議は、移動時間の削減や使用できる会議室がない時間帯でも会議を行える等、業務の効率化に有効なツールであることから、本市では新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一時的な対応としてだけでなく、時間・場所にとらわれないメリットをいかし、引き続き、会議や研修等に活用します。

一方で、会議データの所在、通信の暗号化等、情報セキュリティの観点から、特に契約プロセスを通さない無料のオンライン会議サービスの利用は注意が必要です。高度なセキュリティが確保されたL G W A N－A S P※によるオンライン会議を活用するとともに、市民相談や市民が参加する会議についてオンライン化を検討します。



(8) ペーパーレス化の推進



① 文書管理システムの導入(令和6年度)

電子決裁、電子文書等の適切な管理を行うため、文書管理システムを導入します。

② 窓口のデジタル化(令和4年度～)

窓口におけるタブレット端末を活用した市民への各種手続の案内、書かない窓口の導入等について検討します。

ペーパーレス化は、紙資源の使用削減による自然環境の保全及び業務の効率化を進めていく上で重要な項目の一つであり、これまで、タブレット端末の導入、ペーパーレス会議の実施等により推進してきました。

今後は、働き方改革の一つとして推進しているテレワークの推進や昨今問題となっている公文書の改ざんなどに対応するため、文書管理システムの導入を進め、更なるペーパーレス化を図ります。

また、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティを確保しつつ、窓口業務におけるタブレット端末活用の検討を進め、業務の効率化を図ります。



本庁舎の窓口

◆ 用語集 ◆

アルファベット

- ・ **A I (Artificial Intelligence: 人工知能)**
 人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム全般、あるいは、人間が知的と感じる情報処理・技術全般のこと。
- ・ **A I 議事録作成**
 会議中の音声をA Iが自動認識してテキスト化するシステムのこと。
- ・ **A I チャットボット**
 チャットボットとは、テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムであり、A Iの技術を取り入れたチャットボットのこと。
- ・ **A I 保育所入所選考**
 保育所の入所選考において、A Iで自動的に最適な選考を行うシステムのこと。
- ・ **B P R (Business Process Reengineering: 業務改革)**
 業務のプロセス全体について、詳細に分析・評価・改善を行うことを通じて、抜本的な業務効率化と利便性向上の双方を実現すること。
- ・ **C I O (Chief Information Officer: 最高情報総括責任者)**
 情報化施策の最高責任者であり、本市における情報化施策の推進を統括管理する役職のこと。
- ・ **e ラーニング**
 情報通信技術、主にインターネットを利用した学習方法のこと。
- ・ **F i t & G a p 分析**
 事業者の提供するパッケージソフトの機能が、利用者として求める要件に適合 (fit) している点と乖離 (gap) している点を明らかにし、事業者の提供するパッケージソフトと利用者として求める要件との適合性を判断する分析手法のこと。
- ・ **I C T (Information and Communication Technology: 情報通信技術)**
 情報や通信に関連する科学技術の総称のこと。
- ・ **I C T リテラシー**
 I C Tを利用して情報処理やコミュニケーションを行う能力のこと。
- ・ **L G W A N (Local Government Wide Area Network: 総合行政ネットワーク)**
 地方公共団体の組織内ネットワーク(庁内L A N)を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用等を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(インターネットから切り離された閉域ネットワーク)のこと。
- ・ **L G W A N - A S P (A S P: Application Service Provider)**
 L G W A Nを通じて、サービス利用者である地方公共団体に、各種行政事務サービスを提供する仕組みのこと。
- ・ **Q R コード決済**
 アプリを使用し、スマホに表示されたコードを店舗側に読み取ってもらうか、店舗のQ Rコードを読み取って決済すること。
- ・ **R P A (Robotic Process Automation: ロボティックプロセスオートメーション)**
 人間がコンピュータ操作にて行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作により代替する仕組みのこと。

・ U I (User Interface: ユーザーインターフェース)

ユーザーに対する情報の表示様式や、ユーザーのデータ入力方式を規定する、コンピュータシステムの操作感、操作性のこと。



◆ 17のゴール



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



10 人や国の不平等をなくそう
国内及び各国間の不平等を是正する



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女性の能力強化を行う



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



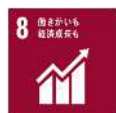
15 陸の豊かさを守ろう
陸域の生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



8 働きがいも 経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



17 パートナリシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

五十音順

【あ行】

・アクセシビリティ

機器やソフトウェア、システムなどが身体や能力の違いにかかわらず、様々な人から同じように利用できる状態やその度合いのこと。

・オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用が可能とされているもののこと。

【か行】

・交付時来庁方式

マイナンバーカードについて、申請時は自宅などでスマートフォンや郵送等で申請し、カード交付の際に市役所に来庁し受け取る仕組みのこと。

・コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップ（1か所）で実現すること。

【さ行】

・サイバー攻撃

サーバやパソコン等に対し、ネットワークを通じて破壊活動やデータの窃取、改ざんなどを行うこと。

・自治体情報セキュリティクラウド

各都道府県単位で、都道府県と市区町村のインターネットの出入口を集約し、通信の監視及びログ分析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するために構築した仕組みのこと。

・申請時来庁方式

マイナンバーカードについて、申請時に窓口で顔写真を撮影し、本人確認と暗証番号の設定を行うと、後日、本人限定受取郵便でマイナンバーカードを自宅に郵送される仕組みのこと。

・推奨データセット

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成に当たり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもののこと。

・セキュリティポリシー

企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたものであり、どのような情報資産をどのような脅威から守るのかについての基本的な考え方（基本方針）と、その基本方針で定めた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為や判断などの基準（対策基準）とから構成されているもののこと。

【た行】

・デジタル・ガバメント

コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる

る分野に徹底活用することにより、効率的・効果的な電子政府・電子自治体を実現している状態のこと。

・ **デジタル・デバイド**

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

・ **デジタルファースト**

個々の手続・サービスについて最初から最後まで一貫してデジタルで完結できる仕組みのこと。

【ま行】

・ **マイナポータル**

政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトのこと。

【わ行】

・ **ワンスオンリー**

一度行政機関が提出を受けた情報は、再度の提出を求めない仕組みのこと。



新座市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画
(令和4(2022)年8月)

- 【発行】 新座市
【編集】 新座市総務部デジタル市役所推進室
【TEL】 048-477-1111(代表)
【E-mail】 jyouhou@city.niiza.lg.jp